

グリーン物流推進協議会設置要綱

1．設置の趣旨

運輸部門における地球温暖化対策の一環として、物流分野での取組みは重要な施策に位置付けられているが、現実には、地球温暖化対策推進大綱に定められたCO₂排出削減目標の達成に向けては更なる努力を要する状況にある。

物流分野としてCO₂排出削減目標を達成するためには、経済活動に対して過度の制約となることのないよう、産業界の自主的な取組みを基本として、物流効率化に向けた事業者の創意工夫を活かしながら、荷主と物流事業者との連携・協力によるCO₂排出削減計画の策定とその評価を通じ、取組みの深化を図ることが重要である。

このような観点から、有識者、経済団体、物流関係団体、国土交通省等関係者が参集したグリーン物流推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、関係者の協議に基づく具体的かつ実践的な行動を通じ、環境負荷の小さい物流体系の構築（以下「物流のグリーン化」という。）を促進するものとする。

2．協議及び活動事項

- (1) 物流のグリーン化についての、物流事業者の理解の増進に関すること
- (2) グリーン物流パートナーシップ会議に対する物流事業者の観点からの連携や協力
- (3) その他物流のグリーン化の促進に関すること

3．組織

- (1) 協議会には、会長を置く。
- (2) 協議会には、物流に関する識見を有する者、経済界、物流関係団体、国土交通省等、別紙に掲げる者が委員として参加する。
- (3) 会長は、別紙に掲げる者以外の者を委員として追加することができる。

4．物流に関する他の組織との連携の確保

協議会の活動をより実効的なものとするため、協議会は、他の物流関連組織や地方モーダルシフト推進協議会等の活動と十分な連携を図るものとする。

5．事務局

協議会の活動の円滑な実施を確保するため、協議会に事務局を置き、国土交通省政策統括官付政策調整官がその任にあたる。

6．その他

上記に定めるもののほか、協議会の運営方法等については、協議会の議を経て、会長が定める。

付則

本要綱の成立をもって「モーダルシフト等促進協議会設置要綱」は廃止することとする。

(別紙)

グリーン物流推進協議会委員

平成 16 年 8 月 27 日

(50 音順、敬称略)

	井坂 榮	(社)日本経済団体連合会輸送委員会委員長
	伊藤 直彦	日本貨物鉄道(株)代表取締役社長
	井山 嗣夫	交通エコロジー・モビリティ財団会長
	岡部 正彦	(社)全国通運連盟会長
	尾崎 睦	(社)日本港運協会会長
会長代理	加藤 俊平	東京理科大学名誉教授
	栗林 貞一	(社)日本物流団体連合会会長
	菅原 文雄	日本内航運送取扱業海運組合理事長
会長	杉山 武彦	一橋大学大学院商学研究科教授
	高橋 喬郎	(社)全日本トラック協会会長
	立石 信義	日本内航海運組合総連合会会長
	谷口 征三	日本長距離フェリー協会会長
	田村 和男	(社)日本倉庫協会会長
	張 富士夫	(社)日本ロジスティクスシステム協会会長
	手島 忠	(社)日本冷蔵倉庫協会会長
	春田 謙	国土交通省政策統括官
	深谷 憲一	日本政策投資銀行理事
	御巫 清泰	(社)日本港湾協会会長